

財務省告示第十五号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平成十九年十二月二十日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十年一月十一日

財務大臣 額賀 福志郎

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその項	振替法の適用等	発行方法	発行額	最低額面金	振替単位	発行日	発行価格	利率	初期利子
利付国庫債券（十年）（第十九回）	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第七	十六條第一項	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下	受付け株式会社ゆうちょ銀行による引	額面金額で二千六百四十四億円	二千六百四十九億二千六百三十四万円	五万円	平成十九年十二月二十日	額面金額百円につき百円十九銭	年一・五パーセント	平成二十年六月二十日を支払期
<p>の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。</p> <p>振替法の規定による振替口座簿</p>											

とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十四号において規定する期日について同じ。）。

$$\text{額面金額} \times \frac{1.5}{100} \times \frac{1}{2}$$

十三	第二期以後の利子	毎半年六月二十日及び十二月二十日を払期とし、各支払期にお	いて、その日以前六月間に属す	る利子を払う。	平成二十九年十二月二十日	額面金額百円につき百円	日本銀行	平成十九年十二月二十日
十四	償還期限							
十五	償還金額							
十六	元利支額							
十七	払込期日							